

DC掛金の年単位拠出の取扱いに係るQ&A

項番	質問	考え方
1	R3/8/6 事務連絡 企業型DCの事業主掛金が各月拠出となっていない場合、当該企業型DCの加入者はiDeCoに加入できないということか。	政令11条の2第1項第1号に該当するため、企業型DC加入者はiDeCo加入不可となる。また、拠出区分期間については、企業型DC規約に定めることが必要。
2	R3/8/6 事務連絡 企業型DCの事業主掛金が、各月の拠出限度額(政令第11条各号の額)を超えて拠出する月がある場合は、当該企業型DCの加入者はiDeCoに加入できないということか。	政令11条の2第1項第2号に該当するため、企業型DC加入者はiDeCo加入不可となる。また、その場合、企業型DC規約に、各月の拠出限度額を超えて拠出する月がある旨、定めることが必要。
3	R3/8/6 事務連絡 企業型DCの事業主掛金が各月拠出となっていない場合や、各月の拠出限度額(政令第11条各号の額)を超えて拠出する月がある場合は、政令11条の2第1項各号に該当する旨を、企業型DC規約に必須で記載する必要があるということか。	法第3条第3項第7号に掲げる事項として必須で規定が必要。
4	R3/8/6 事務連絡 「個人型加入の可否」は、企業型DC規約の必須事項ではないということだが、これの規定を求める趣旨は何か。	加入者にも分かりやすいように「個人型DCの加入の可否」を企業型DC規約に記載し、周知いただくことを願うもの。なお、規約に記載しない場合も、トラブル等が生じないよう十分加入者に伝わるよう工夫をお願いしたい。
5	R3/8/6 事務連絡 拠出区分期間が1月(各月)、各月の拠出限度額(政令第11条各号の額)を超過しない場合、政令第11条の2第1項各号に該当せず、ほかにも規約変更事項がない場合には、承認/届出は不要ということでしょうか。	ほかに規約変更事項がなければ、承認/届出は不要。(ただし、例えば、施行前後で拠出区分期間を変更する場合には規約承認事項となる。)
6	R3/8/6 事務連絡 企業型DC規約に、iDeCo同時加入可である規定を置いているが、施行後もiDeCo加入可であれば、必ずしも当該規定を削除する必要はないと理解してよいか。	改正後の法令と規約の内容に矛盾が生じるものでもなく、当該規定を削除する必要はない。
7	R3/8/6 事務連絡 複数事業主が実施する規約において、企業型DC規約に、iDeCo同時加入可である規定を置いているが、一方で、事業所ごとにマッチング拠出ができることを定めている場合は、iDeCo同時加入が不可である旨の規定も置いているケースでは、改正後の法令と矛盾が生じるが、規定の削除が必要か。	改正後の法令と規約の内容に矛盾が生じることから、当該規定を削る変更が必要となる。このほかに規約承認事項が全くない場合、特に軽微な変更として地方厚生局へ届出が必要となる。

項番		質問	考え方
8	R3/8/6 事務連絡	現行、拠出区分期間が年単位化されており、施行後も年単位化したままの予定の場合、地方厚生局の承認が必要なのか。	施行後も引き続き年単位化したままの場合、政令第11条の2第1項各号に該当することとなり、確定拠出年金法第3条第3項第7号に掲げる事項としてその旨を企業型DC規約に記載する必要があるため、地方厚生局の承認が必要。
9	R3/8/6 事務連絡	拠出区分期間が1月(各月)、政令第11条各号の額を超過しない設計であるものの、規約上の記載は「政令第11条各号を超える拠出」も可能となっている規約である場合、規約変更承認が必要となるか。	現行が拠出区分期間が1月(各月)で政令第11条各号を超える拠出がなく、また令和4年10月以降も政令第11条の2第1項各号に該当しないのであれば、ほかに規約承認事項が全くない場合、規約承認は不要。
10	R3/8/6 事務連絡	現行規約において過誤納付について規定が置かれているが、実際は、政令第11条各号の額を超過しない設計となっている場合、過誤納付に係る規定の削除まで求められるものではなく、ほかに規約改正事項がない場合、規約変更は不要ということでしょうか。	現行が拠出区分期間が1月(各月)で(過誤納付を含め)政令第11条各号を超える拠出がない、また、令和4年10月以降も政令第11条の2第1項各号に該当しないのであれば、ほかに規約承認事項が全くない場合、規約変更は不要。
11	R3/8/6 事務連絡	複数事業主が実施する規約において、まったく関連のない事業主であったとしても、全ての事業主が対応を決定するまで申請することはできないのか。	全ての事業主の対応を決めていただいてから1回の申請で完結させることが、地方厚生局及び代表事業主の双方で効率的な取り扱いであると考えているため、まとめて申請するようお願いしたい。その際、全ての事業所において、概要書に「個人型DCの加入の可否」の記載をお願いしたい。
12	R3/8/6 事務連絡	複数事業主が実施する規約において、全ての事業主が対応を決定する前に、そのうちの一部の事業主に関して本制度改正に関係のない規約変更承認申請をしようとする際に、併せてその事業主だけ制度改正に関する変更を行っても良いか。	本制度改正に係る規約改正については、全ての事業主の対応を決めていただいてからまとめて申請するようお願いしており、本制度改正に関係のない規約改正が先んじて必要な場合は、別に分けていただくようお願いしたい。なお、本制度改正に係る規約改正の際に、その他の規約改正を含むことは可能。また、規約変更に必要な労使合意等について、制度改正と、それ以外のものをまとめて1回で手続きを行い、その書類をそれぞれ別に行う規約の変更の申請・届出の際に用いることは可能である。
13	R3/8/6 事務連絡	規約変更承認申請は、通常、適用日の2ヶ月前までに行うことになっているが、令和4年10月施行に係る規約変更の申請については、令和4年6月末が期限となっているが、その趣旨は何か。	多くの事業主から申請等があることが想定されるため、地方厚生局での作業分散化のため設定したスケジュールであり、ご理解をお願いしたい。なお、設定した〆切にかかわらず、更なる申請の前倒しなど適宜分散にご協力いただきたい。
14	R3/8/6 事務連絡	令和4年1月よりも前(令和3年12月まで)の規約変更承認申請等の際に、概要書を電子ファイルで提出しても良いか。	地方厚生局における事務処理態勢の整備を考慮し、電子ファイルによる提出は令和4年1月としており、それ以前は電子ファイルで提出は不可。

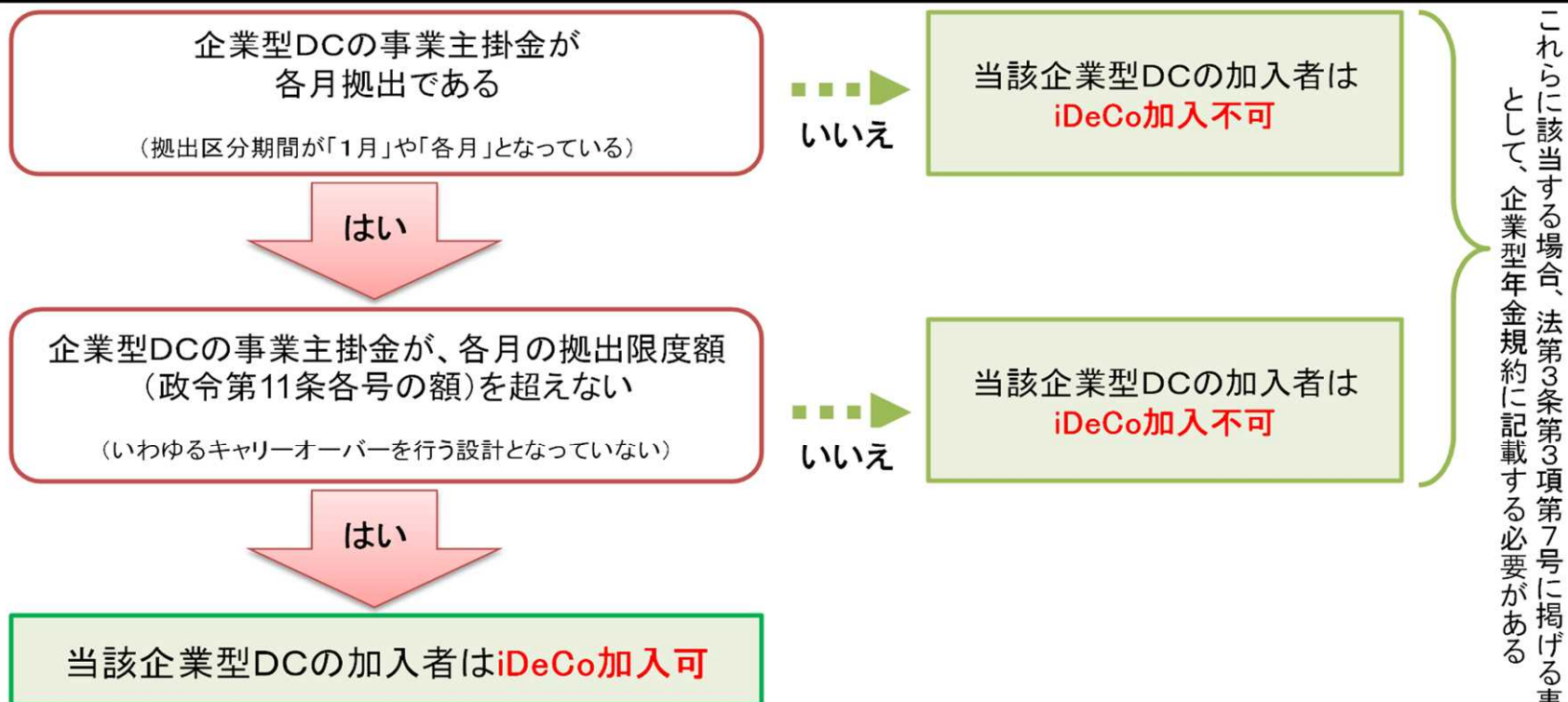
項番		質問	考え方
15	R3/8/6 事務連絡	確定拠出年金企業型年金概要書について、規約変更等の承認申請・届出に限らず、新規の規約承認申請の際にも概要書を電子ファイルで作成・提出する必要があるか。	令和4年1月以降は、原則、新規の規約承認申請の際にも概要書を電子ファイルで作成・提出することが必要。
16	R3/8/6 事務連絡	概要書を電子ファイルでの提出が困難として、紙の概要書で提出する場合に、簡素化後の項目以外を記載して提出しても良いか。	簡素化後の項目が適切に記載されていれば差し支えない。
17	R3/8/6 事務連絡	令和6年12月以降に記載が必要となる項目を提出する際に電子ファイルによる提出を必須とするとされているが、いつの申請や届出から必須となるのか。	令和6年12月以降の施行に係る申請・届出時からは電子ファイルによる提出を必須とする想定。
18	R3/8/6 事務連絡	確定拠出年金企業型年金概要書について、複数の実施事業所が参加する規約において、一部事業所の規約変更があった場合、提出されるのは、変更のあった実施事業所のみのデータ、全実施事業所のデータのいずれとなるか。	規約変更の都度、全実施事業所のデータを提出することとなる。
19	R3/8/6 事務連絡	確定拠出年金企業型年金概要書について、令和4年10月施行に係る規約改正事項が全くない場合には、簡素化後のファイルの提出を必ず求められるものではないと理解してよいか。	規約変更の内容によらず、令和4年1月以降に規約の変更申請・届出を行う際は、簡素化後の電子ファイルを提出いただくこととなる。
20	R3/8/6 事務連絡	確定拠出年金企業型年金概要書の「実施事業所連番」について、連番途中の実施事業所が削除となった際、連番は新たに振り直す(前に詰める)必要があるか。	概要書を提出する時点の実施事業所に対して、1から単純に連番を振っていただくこと(前詰め)を想定。

項番		質問	考え方
21	R3/12/2 新規追加	<p>事業主掛金が「各月」拠出かつ「各月の拠出限度額(政令第11条各号の額)を超過しない」場合は、規約の変更不要と認識しているが、事業主掛金が「各月」拠出かつ「各月の拠出限度額(政令第11条各号の額)を超過する」のはどのようなときであるか。(規約の変更を要するのはどのような規約なのか。)</p>	<p>企業型DCでは、12月から翌年11月までを単位(拠出単位期間)とし、当該単位を区分した期間(拠出区分期間)ごとに、1年間に複数回、掛金を拠出することができるものとされている。また、拠出限度額は、拠出単位期間内の各月における拠出限度額を積み上げた額とされ、拠出区分期間を設定した場合、拠出区分期間の最終月までの各月の限度額を合計した額から既拠出額を控除した額となる。</p> <p>したがって、各月に拠出された額の合計が各月の拠出限度額の合計を下回る場合には、その差額の範囲内で、各月の拠出限度額(政令第11条各号の額)を超過するケースが生じ得ることとなる。(参考:別紙イメージ図参照)</p> <p>上記のような各月の拠出限度額(政令第11条各号の額)を超える拠出が規約で定められている場合には見直しの対象となるが、上記Q&A「NO.9」のとおり、現行の運用において拠出区分期間が1月(各月)で、各月の拠出限度額(政令第11条各号の額)を超える拠出がなく、今後も予定がない場合には、規約の変更は不要。</p>
22	R3/12/2 新規追加	<p>上記Q&A「NO.11」の運用に関して、複数事業主が実施する規約において、全ての事業主が対応を決定し、例えば、そのうちの1つの実施事業所のみが、確定拠出年金法施行令第11条の2第1項各号に該当し規約変更の承認申請を行う場合、当該実施事業所の同意書と証明書のみを添付書類として添付すればよいか。(あるいは、該当しない実施事業所全ての同意書と証明書も添付する必要があるか。)</p>	<p>事業主掛金の拠出に関する事項がDC法第5条第3項ただし書に基づくみなし同意として規定されていれば、該当する1つの実施事業所の同意書と証明書のみでよい。</p>
23	R3/12/2 新規追加	<p>確定拠出年金企業型年金概要書の「個人型DCの加入の可否」について、記載はどのタイミングで行うのか。(令和4年10月以前に記載しても問題ないか。)</p>	<p>「個人型DCの加入の可否」は、令和4年10月以降の規約における、DC令第11条の2第1項各号に掲げる事項の該当の有無を基に記載する項目である。</p> <p>このため、同年1月～9月末までの間は、当該項目の記載に係る規約変更の承認申請又は届出を初めて行うとき、及びそれ以降に規約変更の承認申請又は届出を行うときに、同年10月以降の個人型DCの加入の可否を記載することとなる。(それ以外の場合は記載しない。)</p> <p>また、同年10月以降は、全ての規約(変更)の承認申請又は届出を行うときに、その時点の個人型DCの加入の可否を記載することとなる。</p> <p>なお、例外的に「紙」による提出を行う場合の「個人型年金」欄の記載方法も、上記と同様である。</p>

項番		質問	考え方
24	R3/12/28 新規追加	令和4年1月～9月末までの間の規約変更の承認申請時において、「個人型DCの加入の可否の記載に係る規約変更」以外の場合は、空白でよいか。 あるいは、その時点の状況において1 or 2の入力が必須になるか。	1月～9月末までの間、はじめて「個人型DCの加入の可否の記載に係る規約変更」を行うまでの間にその他の要件で行う規約変更の際は空白のまま、「個人型DCの加入の可否の記載に係る規約変更」時及びそれ以降に実施する規約変更の際はその時点の状況による値(1or2)を記載いただきたい。 (参考:「iDeCo加入の要件緩和の施行に向けた規約変更について(概要書の記載方法)」参照)
25	R3/12/28 新規追加	概要書の各ファイルに項目名は設定すべきか。それとも、項目名は削除し、例えば、00000000-1-yyyymmdd(1.規約情報ファイル)であれば、1レコード(1行)のみを記載することとなるか。	項目名(ヘッダ等)は削除し、データのみを記載いただきたい。 例えば、1.規約情報ファイルであれば、必ず1レコード(1行)となる。
26	R3/12/28 新規追加	概要書の各ファイルのシート名はどのような表示としたらよいか。	シート名に特段の指定は無いため、任意の表示で差し支えない。 なお、ファイル内は「1シート」のみとしていただきたい。
27	R4/3/11 新規追加	概要書の各ファイルについて内容を見やすくするため、項目名(ヘッダ)を設定したり、一行目や左端の列に空白を設定したり、罫線を引いたりしてよいか。	概要書の各ファイルについては、1行目(Excelでいうと‘A1’セル)からデータが設定されている前提でプログラムにおいて処理をしているため、項目名(ヘッダ)や空白行(列)の設定は不可。 なお、罫線については設定していただいて問題ない。
28	R4/3/11 新規追加	実施事業所が減となり、概要書の(2.事業所_基本情報ファイル)、(3.事業所_企業年金実施状況ファイル)から該当事業所の情報を消す場合、事業所連番が欠とならないよう、実施事業所名称等のデータ部分のみを消し、連番以外が空白の行を設定したままとしてもよいか。	概要書の各ファイルについては、データが空白行なく上詰めして設定されている前提でプログラムにおいて処理をしているため、実施事業所の減の場合は行ごと削除すること。なおこの場合、事業所連番が飛び飛びになってしまうことは問題なく、あらためて連番を振りなおしていただく必要はない。(連番を振りなおすことも可)
29	R4/3/11 新規追加	概要書(3.事業所_企業年金実施状況ファイル)の3-⑥「他の企業年金制度の種類」、3-⑦「他の企業年金制度の規約番号」の項目について、設定すべきデータがない場合、「設定なし」と記載するのか、それとも何も記載しないのか。	何も記載しないでいただきたい。

DC掛金の年単位拠出の取扱い

- 企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金については、平成30年1月から任意に決めた月にまとめて拠出(いわゆる年単位拠出)することも選択可能となっているが、この仕組みは任意性が高く、これを把握・管理してiDeCoの拠出限度額を管理しようとすると、国民年金基金連合会の事務処理・システム対応が極めて複雑化するため、今回の要件緩和は、事業主掛金とiDeCoの掛金について、各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出に限る。
- 事業主掛金が各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない場合は、当該企業型DCの加入者はiDeCoに加入できない。



※ 企業型DC加入者がiDeCoに加入するには、企業型DCの事業主掛金に加え、iDeCoの掛金も各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出とする必要がある。

(Q&A No.21 参考)

DC法施行令第11条の2のイメージ
(各月拠出でキャリーオーバーするケース)

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
拠出された額	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	2万円	
各月の拠出限度額	5.5万円	5.5万円	5.5万円	5.5万円	5.5万円	5.5万円	5.5万円

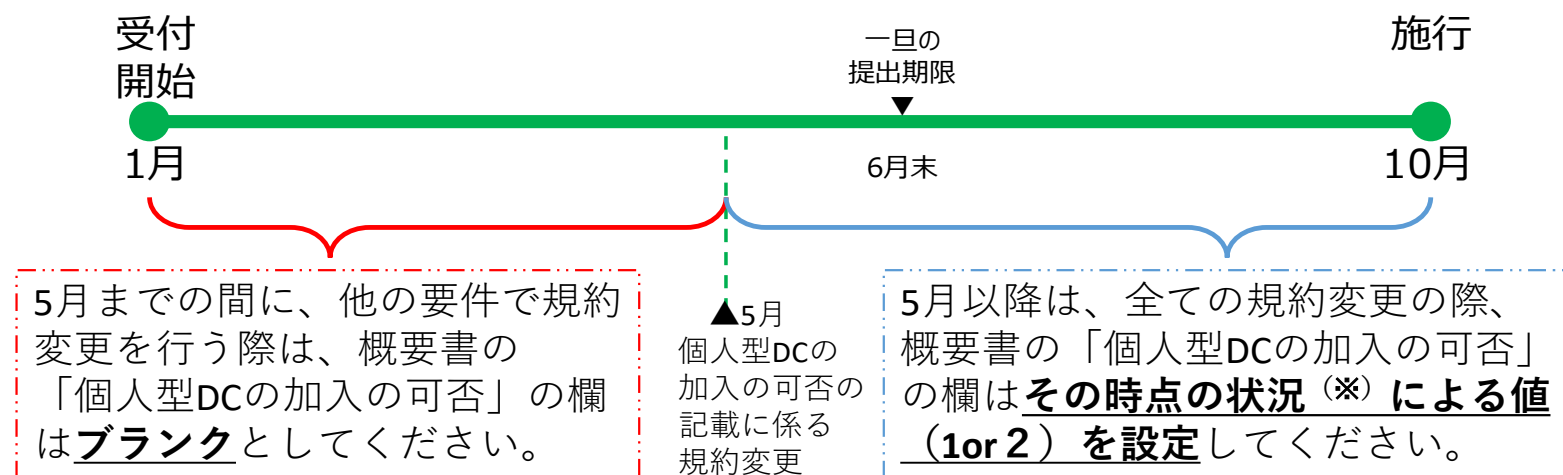
各月の拠出限度額の合計－拠出された額の合計
= $(5.5 \times 7) - (3 \times 5 + 2)$
= 21.5万円 を超えない範囲で拠出可能

- 規約上、上記の取扱いが可能であり、かつ実際に運用している(又はする予定がある)
⇒規約変更が**必要**
- 規約上、上記の取扱いは可能であるが、実際に運用することはない(キャリーオーバーは想定していない)
⇒規約変更は**不要**

(Q&A No.24 参考)

iDeCo加入の要件緩和の施行に向けた規約変更について（概要書の記載方法）

例：5月に個人型DCの加入の可否の記載に係る規約変更を実施した場合



- ※ 9月末までの間、再度、個人型DCの加入の可否の記載に係る規約変更を行う必要が生じた場合は、その申請内容に応じた値を設定してください。
なお、10月以降は、全ての規約変更時においてその時点の状況（個人型DCの加入の可否の記載に係る規約変更の場合は、その内容に応じた値）を設定してください。

注）施行に際し「個人型DCの加入不可」となる場合は、規約変更が必須（承認事項）となります。一方、「個人型DCの加入可」の場合は規約変更が行われないケースもあり、その状態で施行を迎えた場合は、「個人型DCの加入可」として取り扱われることとなります。